

## ◆ 不在者投票の期間・時間等

選挙の種類	投票用紙等の請求期間	不在者投票のできる期間	不在者投票のできる時間
衆議院議員総選挙 (小選挙区・比例代表)	～10月21日(土)	10月11日(水)～ 10月21日(土)	午前8時30分 ～午後8時
最高裁判所裁判官 国民審査			

## ◆ 不在者投票の手続き

### ① 「不在者投票請求書・宣誓書」を請求する。

※一人につき一枚必要となります。



投票用紙等を郵便で  
飯舘村選管に請求  
する。

### ② 投票用紙等を請求する

※「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、飯舘村  
選挙管理委員会へ郵送して下さい。



### ③ 投票用紙等を受け取る

郵送された封筒(投票用紙、投票用封筒(外封筒、内封筒)、不在者投票証明書)  
を受け取って下さい。

**【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないで  
下さい。投票ができなくなります。**



避難先の自宅で投  
票用紙等を受け取  
る。



### ④ 避難先(滞在地)の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で  
投票する。

※原則、県内外を問わず投票できる時間は午前8時30分～午後8時まで  
ですが、市役所(役場)の支所などが不在者投票所の場合、午後8時ま  
で投票ができないこともあります。投票するにあたっては、避難先(滞  
在地)の市区町村へお問い合わせください。

**【注意】不在者投票は、郵便で送致されますので、できるだけ10月19日  
(木)までに不在者投票を行って下さい。**



避難先の不在者投  
票所で投票する。

**問飯舘村選挙管理委員会 (TEL : 0244-42-1600)**